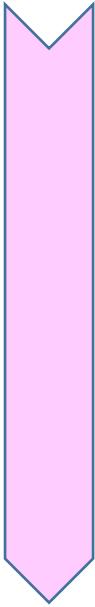


○ケース① 剣ヶ峰南西斜面から噴火の場合

火山活動の状況に応じた防災対応（噴火警戒レベル1から3）

<噴火警戒レベルが引き上げられた際の防災対応>

	噴火警戒レベル1 <パターン1-N> 火山活動は静穏な状況	P.13
	噴火警戒レベル1 <パターン1-U> 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合 住民等から異常現象に関する発見者通報があった場合	P.14
	噴火警戒レベル2 <パターン2-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね1km が発表された場合	P.15
	噴火警戒レベル3 <パターン3-2-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね2km が発表された場合	P.16
	噴火警戒レベル3 <パターン3-3-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね3km が発表された場合	P.18
	噴火警戒レベル3 <パターン3-4-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね4km が発表された場合	P.21

<噴火警戒レベルが引き下げられた際及び引き下げ後等の防災対応>

噴火警戒レベルが引き下げられた際の防災対応については、原則として警戒が必要な範囲の外側（地図上のXの地点）で立ち入りを規制する。

引き下げ後等においては、その後の火山活動の状況や噴火口の位置及び防災対策などにより、規制箇所を変更することもある。防災対応の変更が必要と考えられる場合は、速やかな対応に繋げるために予め関係機関において検討した防災（立入規制）対応図（地図上のXの地点）をもとに、火山専門家等の助言を踏まえ、対応について関係機関で検討・協議するものとする。

	噴火警戒レベル3 <パターン3-4-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね4km が発表された場合	P.24
	噴火警戒レベル3 <パターン3-3-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね3km が発表された場合	P.27
	噴火警戒レベル3 <パターン3-2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね2km が発表された場合	P.30
	噴火警戒レベル2 <パターン2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね1km が発表された場合	P.33
	噴火警戒レベル1 <パターン1-D> 火山活動は静穏な状態に戻る傾向にある状況 (火山活動が高まった場合には、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されることなく、噴火警戒レベル2が発表になる状況)	P.34
	噴火警戒レベル1 <パターン1-N> 火山活動は静穏な状況	P.13

*噴火警戒レベルの発表が必ずしも段階を追って順番どおり上るとは限らない（下がるときも同様）。



御嶽山周辺図（噴火警戒レベル 1 から 3 において防災対応が必要な範囲）

凡例（防災対応図内の記号・登山道について）

	規制を実施する場所
	火山活動・登山道等の状況により変更して規制を実施する場所
	通行禁止となる登山道・道路
	火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道・道路
	通行可能な登山道
	通行可能な道路
	閉鎖施設（※）

規制を実施する場所を変更することに関しては、規制箇所の設定方針（12 ページ）を参照

※「火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道・道路」内に閉鎖施設があり、その登山道・道路の通行禁止が解除されている場合は、その施設は閉鎖しない場合がある。

規制箇所の設定方針

1. 登山道・道路等において通行規制を実施する箇所は、原則として警戒が必要な範囲の外側とする。
2. 噴火が発生した場合は、すべての登山口において立入規制を行いすべての登山者等を速やかに下山させる。
3. 噴火後の規制箇所は、登山道の安全確認及び防災対策の整備が完了したところから、噴火警戒レベルに応じた規制箇所に戻すこととする。その際には、気象庁及び火山専門家に意見を求めるほか、必要に応じて協議会構成機関による安全確認を実施する。
4. 噴石対策実施済みの山小屋及び堅牢な建物である山小屋等の建物については、緊急時の一時的な避難場所として利用できるため、検討・協議（※1）を行った上で、警戒が必要な範囲の内側での規制箇所とすることもある。ただし、規制箇所とすることは営業中で有人の建物のみとし、火山活動の状況も十分考慮する。
 - ・ 噴火警戒レベル2において、二の池ヒュッテ 二ノ池山荘 石室山荘
 - ・ 噴火警戒レベル3（2km）において、五の池小屋 女人堂
 - ・ 噴火警戒レベル3（3km）において、田の原観光センター 田の原ビジターセンター 飯森高原駅 行場山荘
5. 噴石対策実施済みの避難小屋等については、緊急時の一時的な避難場所として利用できるため、火山活動の状況により、検討・協議（※1）を行った上で、警戒が必要な範囲の内側での規制箇所とすることがある。
 - ・ 噴火警戒レベル2において、王滝口登山道 8合目避難小屋
 - ・ 噴火警戒レベル3（2km）において、田の原遥拝所
6. 災害対策基本法第63条により設定している警戒区域（地獄谷火口から500mの区域）内を通る剣ヶ峰山頂及び王滝頂上付近の登山道については通行禁止とするが、火山活動の状況、安全対策の整備状況により通行禁止及び施設の閉鎖を解除することがある。
2021年現在、下記登山道において期間を限定して通行禁止を解除している。
 - ・ 黒沢口登山道 黒沢十字路から剣ヶ峰山頂
 - ・ 王滝口登山道 9合目避難小屋から王滝頂上

※1 P.67 9.災害対策基本法に基づく警戒区域 (2) 警戒区域の縮小または解除 による

参考情報 設定方針4及び5に関わる山小屋・避難小屋等の状況（諸元）

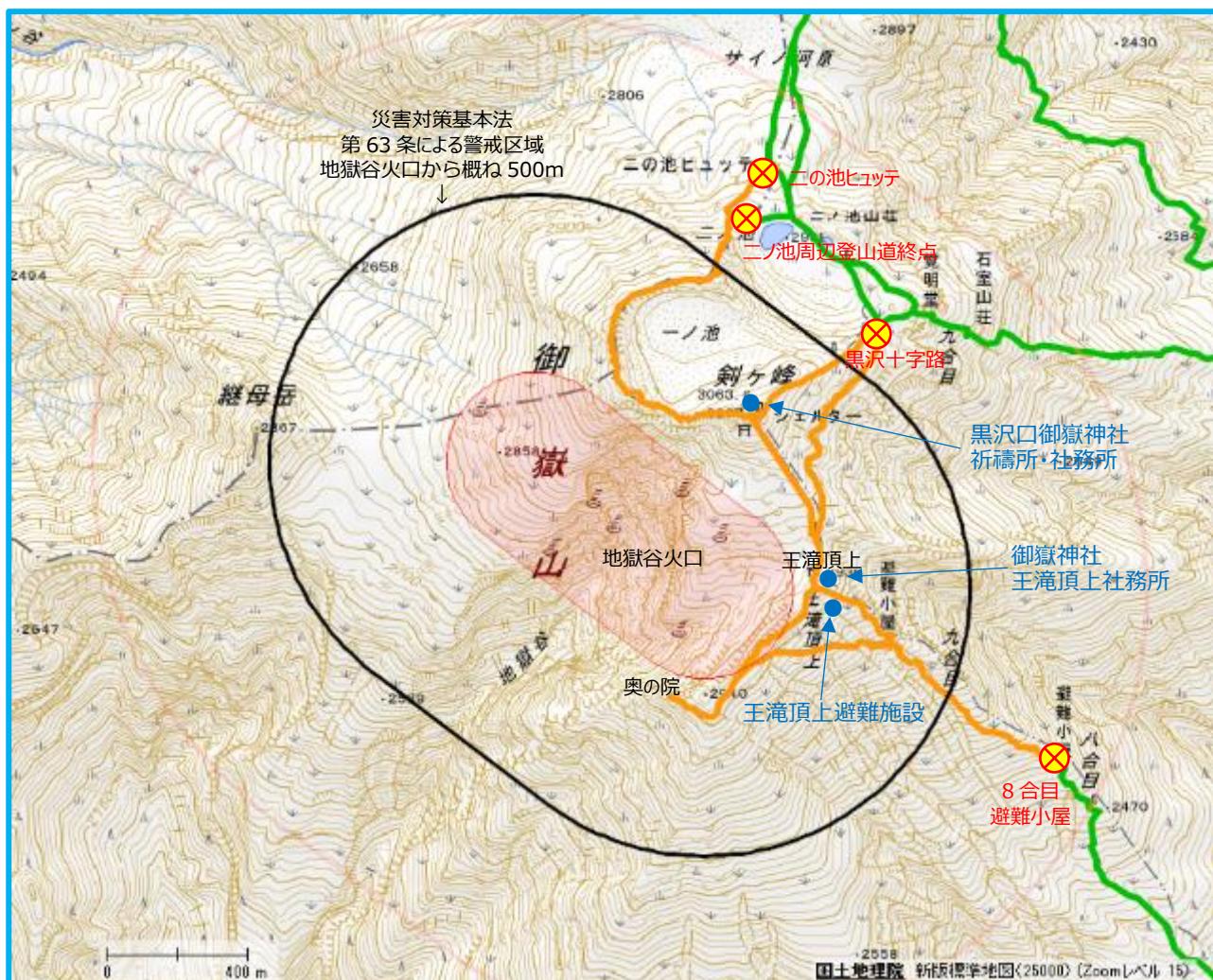
- ・ 二の池ヒュッテ 堅牢建物 ヘルメット50個等配備
- ・ 二ノ池山荘 噴石対策済み ヘルメット100個配備 屋外スピーカー設置
- ・ 石室山荘 噴石対策済み ヘルメット100個・携帯型無線機等配備 屋外スピーカー設置
- ・ 五の池小屋 噴石対策済み ヘルメット100個・携帯型無線機等配備
- ・ 女人堂 堅牢建物 ヘルメット150個・携帯型無線機等配備
- ・ 行場山荘 堅牢建物 ヘルメット100個・携帯型無線機等配備
- ・ 田の原観光センター（田の原山荘） 堅牢建物 ヘルメット100個等配備 防災行政無線戸別受信機設置 パトロール員常駐可能
- ・ 田の原ビジターセンター
- ・ 王滝口登山道 8合目避難小屋 屋根噴石対策済 ヘルメット配備 パトロール員常駐可能
- ・ 田の原遥拝所 堅牢建物 ヘルメット100個等配備 防災行政無線戸別受信機設置 パトロール員常駐可能

詳細は、資料編 火山災害時防災対応図参照

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 1

<パターン 1-N> 火山活動は静穏な状況



規制実施場所

登山道（通行可）

閉鎖施設

火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道

【施設の閉鎖】

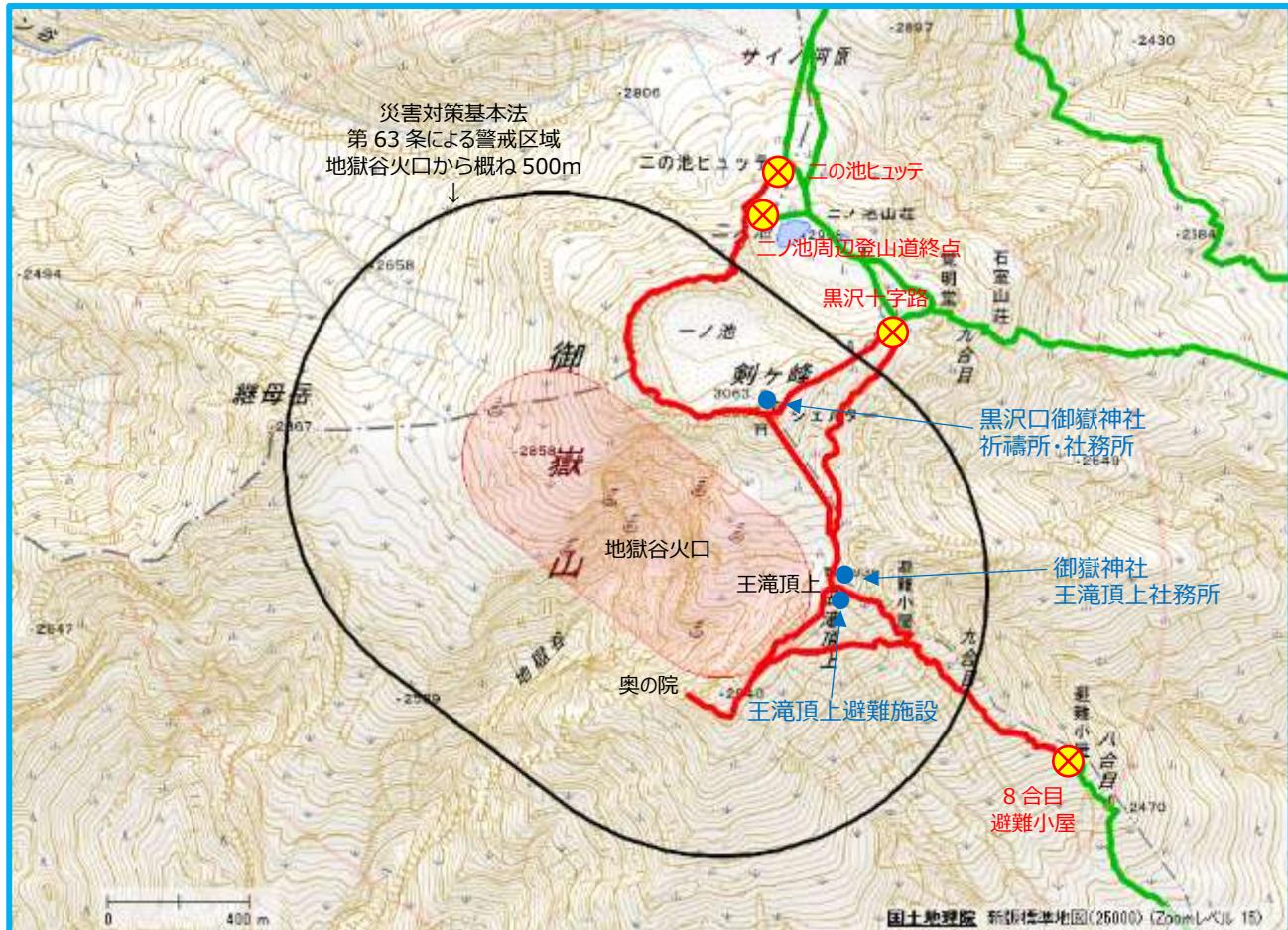
- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道
規制箇所 : 8合目避難小屋 <王滝村>
8合目避難小屋から王滝頂上方面通行禁止
- ・ 黒沢口登山道
規制箇所 : 黒沢十字路 <木曽町>
黒沢十字路から剣ヶ峰山頂方面通行禁止
黒沢十字路から王滝頂上方面（二ノ池トラバース）通行禁止
- ・ 開田口・小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所 : 二ノ池ヒュッテ <下呂市>
二ノ池ヒュッテから一ノ池・剣ヶ峰山頂方面通行禁止
規制箇所 : 二ノ池周辺登山道終点 <木曽町>
二ノ池周辺登山道終点から岐阜県側方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 1	<パターン 1-U> 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合 住民等から異常現象に関する発見者通報があった場合（要対応の場合のみ）
-----------	---



規制実施場所	登山道（通行禁止）	登山道（通行可）	閉鎖施設
--------	-----------	----------	------

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所

【登山道の閉鎖】 < >内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道
規制箇所：8合目避難小屋 <王滝村>
8合目避難小屋から王滝頂上方面通行禁止
- ・ 黒沢口登山道
規制箇所：黒沢十字路 <木曽町>
黒沢十字路から剣ヶ峰山頂方面通行禁止
黒沢十字路から王滝頂上方面（二ノ池トラバース）通行禁止
- ・ 開田口・小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所：二の池ヒュッテ <下呂市>
二の池ヒュッテから一ノ池・剣ヶ峰山頂方面通行禁止
- ・ 二ノ池周辺登山道終点 <木曽町>
二ノ池周辺登山道終点から岐阜県側方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合



(⊗ 規制実施場所) (— 登山道 (通行禁止)) (— 登山道 (通行可)) (● 閉鎖施設)

【施設の閉鎖】

- 御嶽神社王滝頂上社務所
- 王滝頂上避難施設
- 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- 二ノ池山荘
- 覚明堂 (休業中)
- 石室山荘
- 二の池ヒュッテ

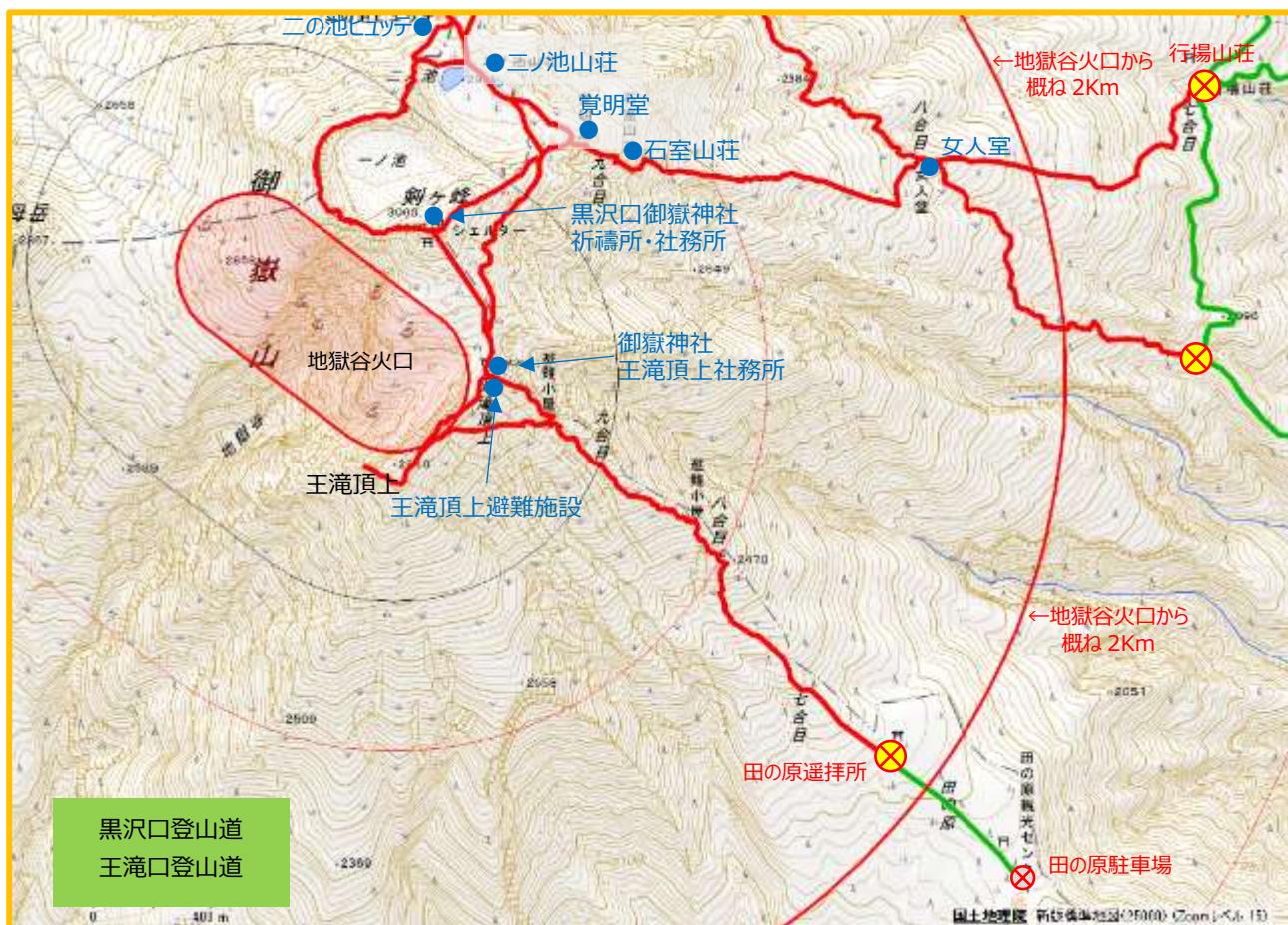
【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- 王滝口登山道
規制箇所 : 8合目避難小屋 <王滝村>
8合目避難小屋から王滝頂上方面通行禁止
- 黒沢口登山道
規制箇所 : 女人堂 <木曾町>
女人堂から剣ヶ峰山頂方面通行禁止
- 開田口・小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所 : 白竜避難小屋 (サイノ河原避難小屋) <木曾町>
白竜避難小屋 (サイノ河原避難小屋) から二ノ池・剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-2-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 2km



規制実施場所	火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所
● 閉鎖施設	— 登山道（通行禁止）

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 光明堂（休業中）
- ・ 石室山荘
- ・ 女人堂
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道
規制箇所：田の原遙拝所 <王滝村>
田の原遙拝所から王滝頂上方面通行禁止
スキー場営業期間においては規制箇所を田の原駐車場にすることがある。
- ・ 黒沢口登山道
規制箇所：行揚山荘 <木曽町>
行揚山荘から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-2-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 2km



規制実施場所

— 登山道 (通行禁止)

— 登山道 (通行可)

● 閉鎖施設

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- ・ 二ノ池山莊
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 石室山莊
- ・ 女人堂
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 開田口登山道
規制箇所：登山道入口 <木曽町>
開田口登山道全区間通行禁止
- ・ 小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所：飛驒頂上・三ノ池・四ノ池東側分岐点 <下呂市>
飛驒頂上及び三ノ池・四ノ池東側分岐点からサイノ河原・二ノ池・剣ヶ峰山頂方面及び開田口・黒沢口登山道方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-3-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km



規制実施場所	登山道（通行禁止）	道路（通行可）	閉鎖施設
—— 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある道路			

【施設の閉鎖】

- ・ 田の原遙挙所
- ・ 田の原観光センター（田の原山荘）
- ・ 田の原社務所

【登山道・道路の閉鎖】 <> 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道・村道 41 号線

規制箇所：夏期（冬期道路閉鎖以外の期間） 田の原駐車場 <王滝村>

田の原駐車場から王滝頂上方面通行禁止

規制箇所：スキー場営業期間 第5 クワッドリフト降り場 <王滝村>

第5 クワッドリフト降り場から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

規制箇所：夏期・スキー場営業期間以外の冬期道路閉鎖期間 八海山 <王滝村>

八海山から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-3-U> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km



⊗ 規制実施場所	● 閉鎖施設	
— 登山道（通行禁止）	— 登山道（通行可）	— 道路（通行可）

【施設の閉鎖】

- 御嶽神社王滝頂上社務所
- 王滝頂上避難施設
- 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- 二ノ池山莊
- 覚明堂（休業中）
- 石室山莊
- 女人堂
- 行場山莊
- 二の池ヒュッテ

【登山道・道路の閉鎖】 <> 内は閉鎖実施機関

- 黒沢口登山道
- 規制箇所：飯森高原駅・中の湯・不易の滝入口 <木曽町>
- 飯森高原駅・中の湯・不易の滝入口から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合



【施設の閉鎖】

- 五の池小屋

【登山道・道路の閉鎖】 <> 内は閉鎖実施機関

- 開田口登山道

規制箇所：登山道入口 <木曽町>

開田口登山道全区間通行禁止

- 小坂口登山道

規制箇所：小坂口登山道入口 <下呂市>

小坂口登山道全区間通行禁止

- 日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道

規制箇所：日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口 各登山道入口 <高山市>

日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口各登山道全区間通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-4-U> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



⊗ 規制実施場所

— 登山道・道路（通行禁止）

— 道路（通行可）

● 閉鎖施設

—— 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある道路

【施設の閉鎖】

- ・ 田の原遙拝所
- ・ 田の原観光センター（田の原山荘）
- ・ 田の原社務所

【登山道・道路の閉鎖】 < > 内は実施機関

- ・ 王滝口登山道・村道 41 号線

規制箇所：夏期と冬期のスキー場営業期間 カラマツペアリフト降り場 <王滝村>

カラマツペアリフト降り場から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

規制箇所：夏期と冬期のスキー場営業期間以外 八海山 <王滝村>

八海山から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-4-U> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



⊗ 規制実施場所

— 登山道・道路（通行禁止）

— 道路（通行可）

● 閉鎖施設

【施設の閉鎖】

- ・ 女人堂
- ・ 行場山荘
- ・ 飯森高原駅
- ・ 御岳ロープウェイ

【登山道・道路の閉鎖】 < >内は実施機関

- ・ 黒沢口登山道・町道鹿ノ瀬2号線・町道屋敷野線

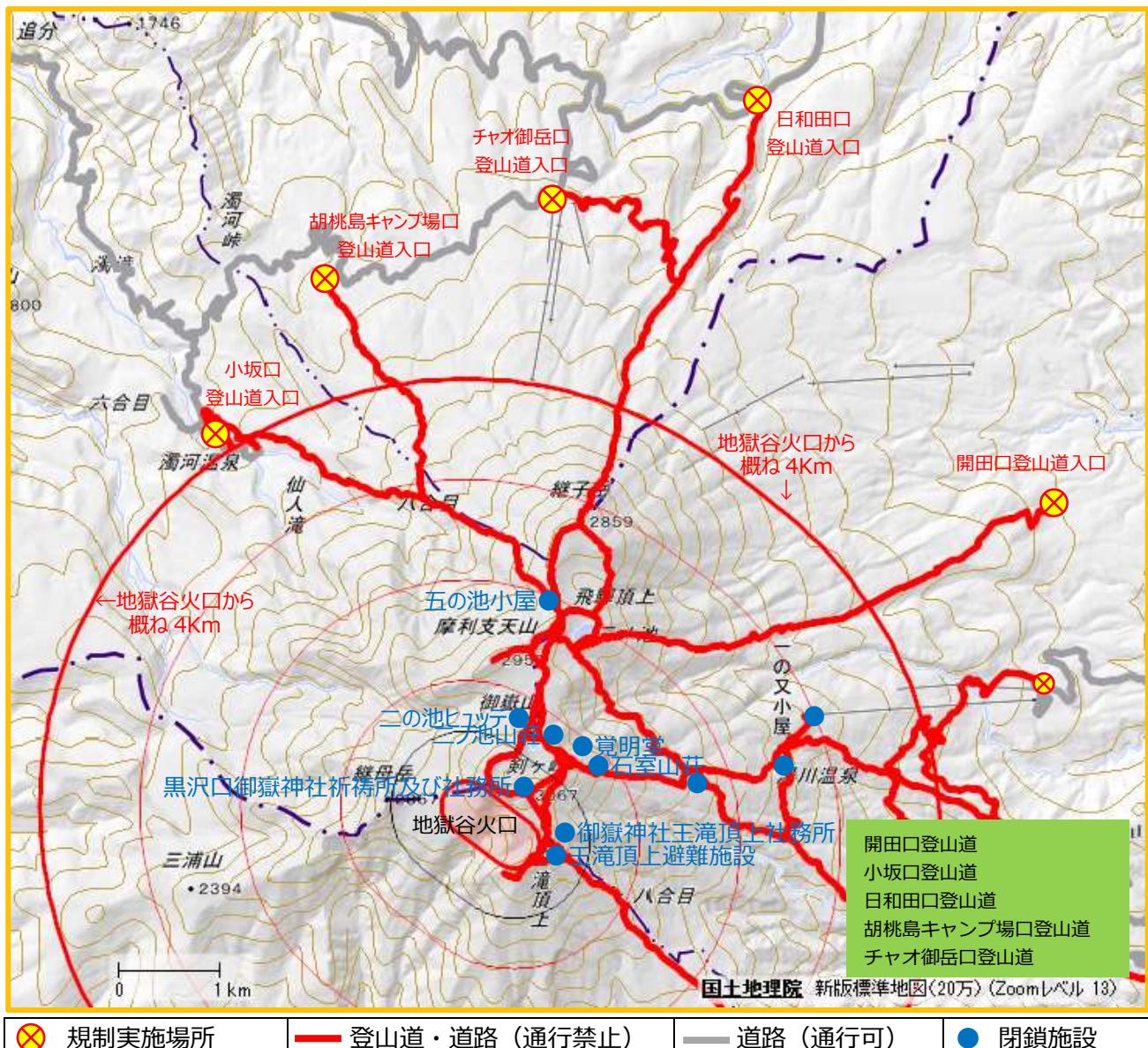
規制箇所：御岳ロープウェイ入口ゲート・八海山ゲート・不易の滝入口 <木曽町>

御岳ロープウェイ入口ゲート・八海山ゲート・不易の滝入口から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-4-U> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



⊗ 規制実施場所

— 登山道・道路 (通行禁止)

— 道路 (通行可)

● 閉鎖施設

【施設の閉鎖】

- 御嶽神社王滝頂上社務所
- 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- 覚明堂（休業中）
- 五の池小屋
- 玉滝頂上避難施設
- 二ノ池ヒュッテ
- 二ノ池山荘

【登山道・道路の閉鎖】 < > 内は実施機関

- 開田口登山道

規制箇所：開田口登山道入口 <木曽町>

開田口登山道全区間通行禁止

- 小坂口登山道

規制箇所：小坂口登山道入口 <下呂市>

小坂口登山道全区間通行禁止

- 日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道

規制箇所：日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口 各登山道入口 <高山市>

日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口各登山道全区間通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-4-D> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



規制実施場所	登山道・道路 (通行禁止)	道路 (通行可)	閉鎖施設
—— 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することができる道路			
火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所			

【施設の閉鎖】

- 田の原遥拝所
- 田の原観光センター (田の原山荘)
- 田の原社務所

【登山道の閉鎖】 < > 内は実施機関

- 王滝口登山道・村道 41 号線
- 規制箇所：八海山 <王滝村>

八海山から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

道路等の安全が確認できた場合には、以下の対応を行う。

規制箇所：夏期と冬期のスキー場営業期間 カラマツペアリフト降り場 <王滝村>

カラマツペアリフト降り場から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

規制箇所：夏期と冬期のスキー場営業期間以外 八海山 <王滝村>

八海山から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-4-D> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



規制実施場所

登山道・道路（通行禁止）

道路（通行可）

閉鎖施設

【施設の閉鎖】

- 女人堂
- 行場山荘
- 飯森高原駅
- 御岳ロープウェイ

【登山道の閉鎖】 <> 内は実施機関

- 黒沢口登山道・町道鹿ノ瀬 2号線・町道屋敷野線

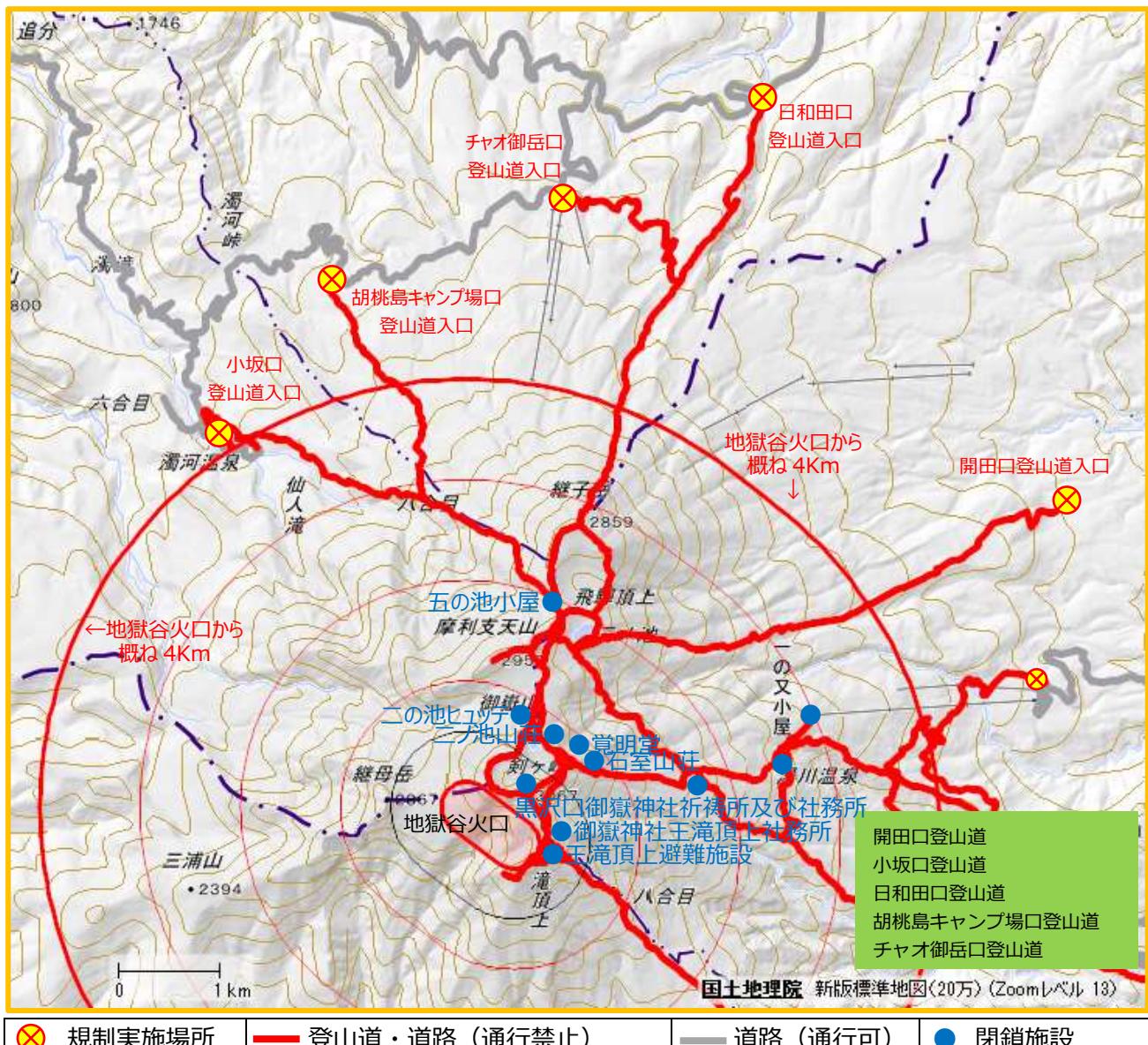
規制箇所：御岳ロープウェイ入口ゲート・八海山ゲート・不戻の滝入口 <木曽町>

御岳ロープウェイ入口ゲート・八海山ゲート・不戻の滝入口から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-4-D> 警戒が必要な範囲：地獄谷火口から概ね 4km



(X) 規制実施場所

— 登山道・道路（通行禁止）

— 道路（通行可）

(●) 閉鎖施設

【施設の閉鎖】

- 御嶽神社王滝頂上社務所
- 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- 覚明堂（休業中）
- 五の池小屋
- 玉滝頂上避難施設
- 二ノ池山荘
- 二の池ヒュッテ

【登山道の閉鎖】 < > 内は実施機関

- 開田口登山道
規制箇所：登山道入口 <木曽町>
開田口登山道全区間通行禁止
- 小坂口登山道
規制箇所：小坂口登山道入口 <下呂市>
小坂口登山道全区間通行禁止
- 日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所：日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口 各登山道入口 <高山市>
日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口各登山道全区間通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-3-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km



規制実施場所 登山道（通行禁止） 道路（通行可） 閉鎖施設

火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある道路

火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所

【施設の閉鎖】

- 御嶽神社王滝頂上社務所（地図範囲外）
- 王滝頂上避難施設（地図範囲外）
- 田の原遙拝所
- 田の原観光センター（田の原山荘）
- 田の原社務所

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- 王滝口登山道・村道 41 号線

規制箇所：八海山 <王滝村>

八海山から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

規制箇所の設定方針 3 及び 4 項等により規制箇所を下記のとおり変更することがある。

規制箇所：夏期（冬期道路閉鎖以外の期間） 田の原駐車場 <王滝村>

田の原駐車場から王滝頂上方面通行禁止

規制箇所：冬期のスキー場営業期間 第 5 クワッドリフト降り場 <王滝村>

第 5 クワッドリフト降り場から田の原駐車場・王滝頂上方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-3-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km



規制実施場所	閉鎖施設	
登山道（通行禁止）	登山道（通行可）	道路（通行可）
■ 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道		
火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所		

【施設の閉鎖】

- ・ 女人堂
- ・ 行場山荘

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 黒沢口登山道

規制箇所：飯森高原駅・中の湯・不戻の滝入口 <木曽町>

飯森高原駅・中の湯・不戻の滝入口から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

規制箇所の設定方針 3 及び 4 項等により規制箇所を下記のとおり変更することがある。

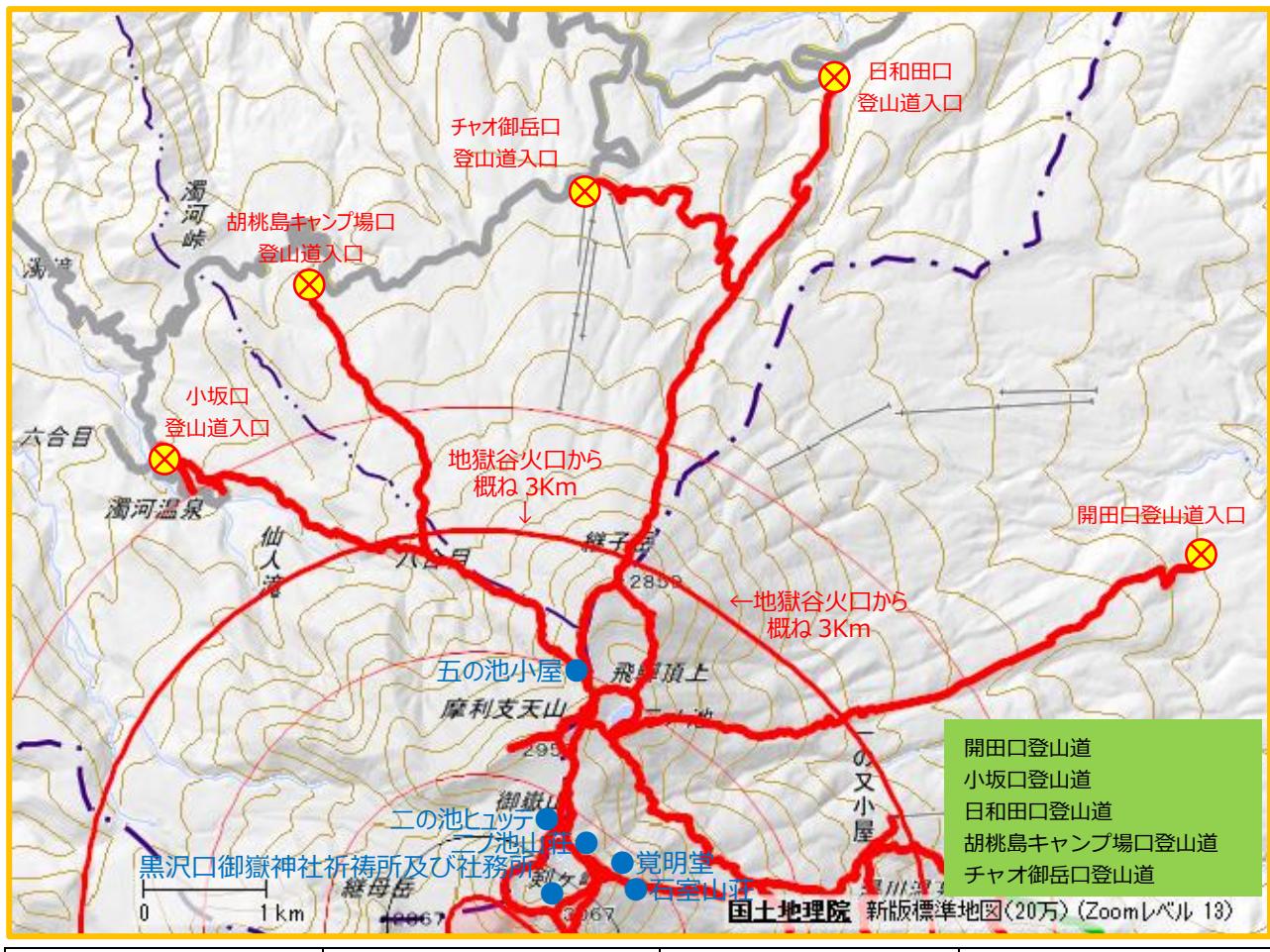
規制箇所：行場山荘 <木曽町>

行場山荘から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-3-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 3km



⊗ 規制実施場所

— 登山道 (通行禁止)

— 道路 (通行可)

● 閉鎖施設

【施設の閉鎖】

- 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- 二ノ池山荘
- 覚明堂（休業中）
- 石室山荘
- 二の池ヒュッテ
- 五の池小屋

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- 開田口登山道

規制箇所：登山道入口 <木曽町>

開田口登山道全区間通行禁止

- 小坂口登山道

規制箇所：小坂口登山道入口 <下呂市>

小坂口登山道全区間通行禁止

- 日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道

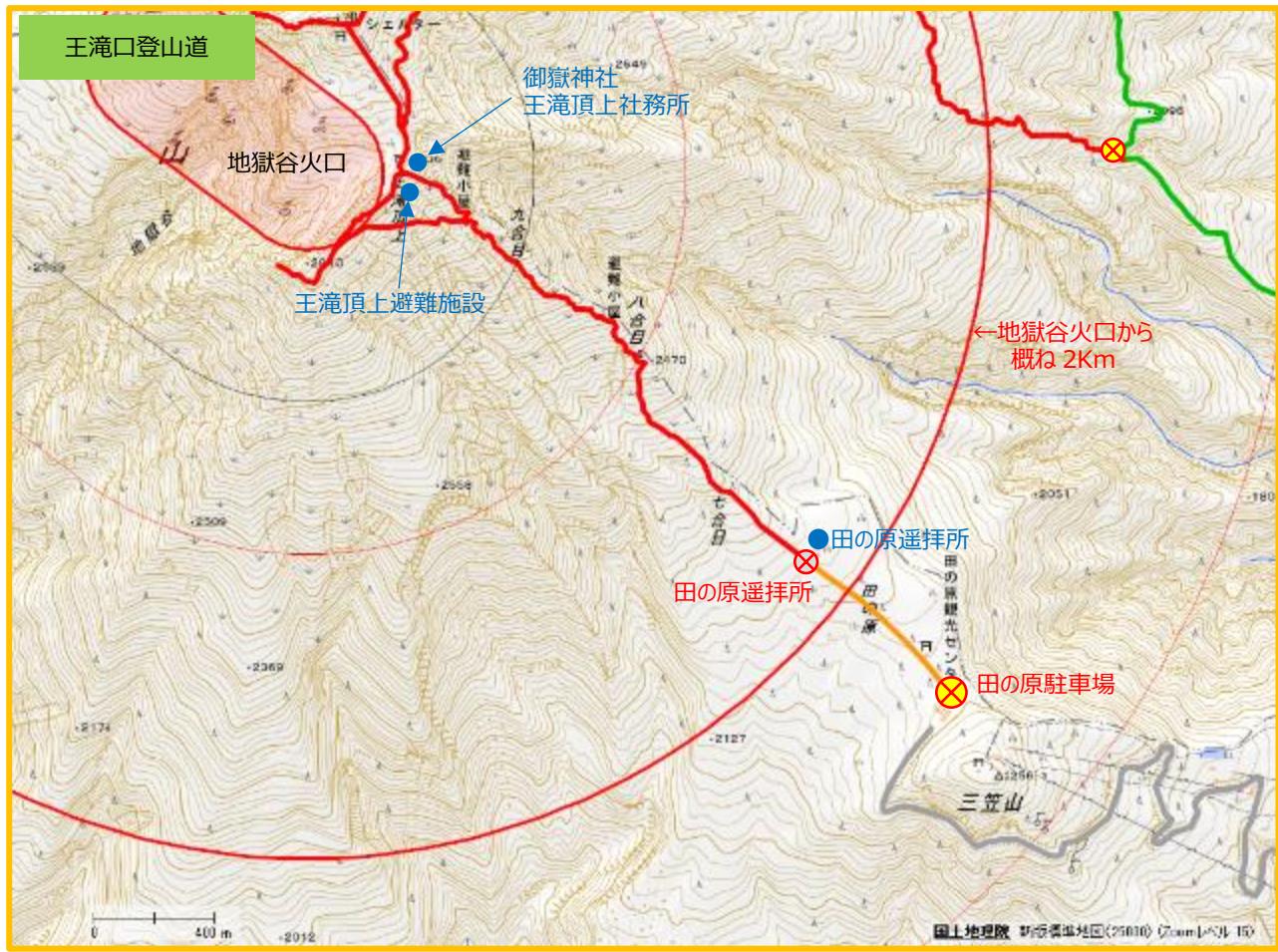
規制箇所：日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口 各登山道入口 <高山市>

日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口各登山道全区間通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口域から概ね 2km



規制実施場所	閉鎖施設	
登山道（通行禁止）	登山道（通行可）	道路（通行可）
火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道		
火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所		

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 田の原遥拝所

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道

規制箇所：田の原駐車場 <王滝村>

田の原駐車場から王滝頂上方面通行禁止

規制箇所の設定方針 3 及び 5 項等により規制箇所を下記のとおり変更することがある。

規制箇所：田の原遥拝所 <王滝村>

田の原遥拝所から王滝頂上方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口域から概ね 2km



規制実施場所	登山道（通行禁止）	登山道（通行可）	閉鎖施設
—— 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道			
火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所			

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈祷所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 石室山荘
- ・ 女人堂
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 黒沢口登山道

規制箇所：行場山荘 <木曽町>

行場山荘から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

規制箇所の設定方針 3 及び 4 項等により規制箇所を下記のとおり変更することがある。

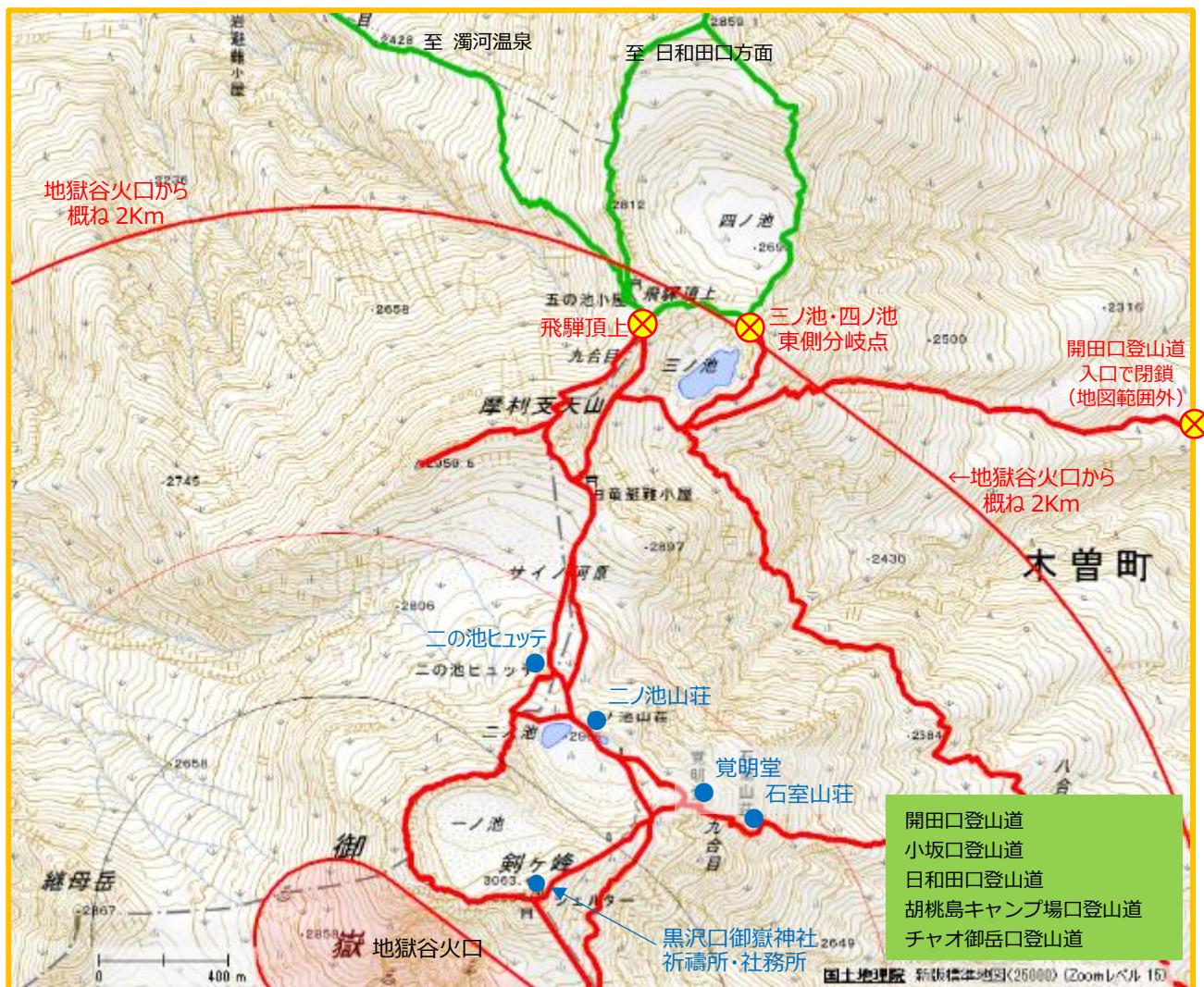
規制箇所：女人堂 <木曽町>

女人堂から剣ヶ峰山頂方面・三ノ池方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 3

<パターン 3-2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口域から概ね 2km



規制実施場所

登山道（通行禁止）

登山道（通行可）

閉鎖施設

【施設の閉鎖】

- 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- 二ノ池山莊
- 覚明堂（休業中）
- 石室山莊
- 女人堂
- 二の池ヒュッテ

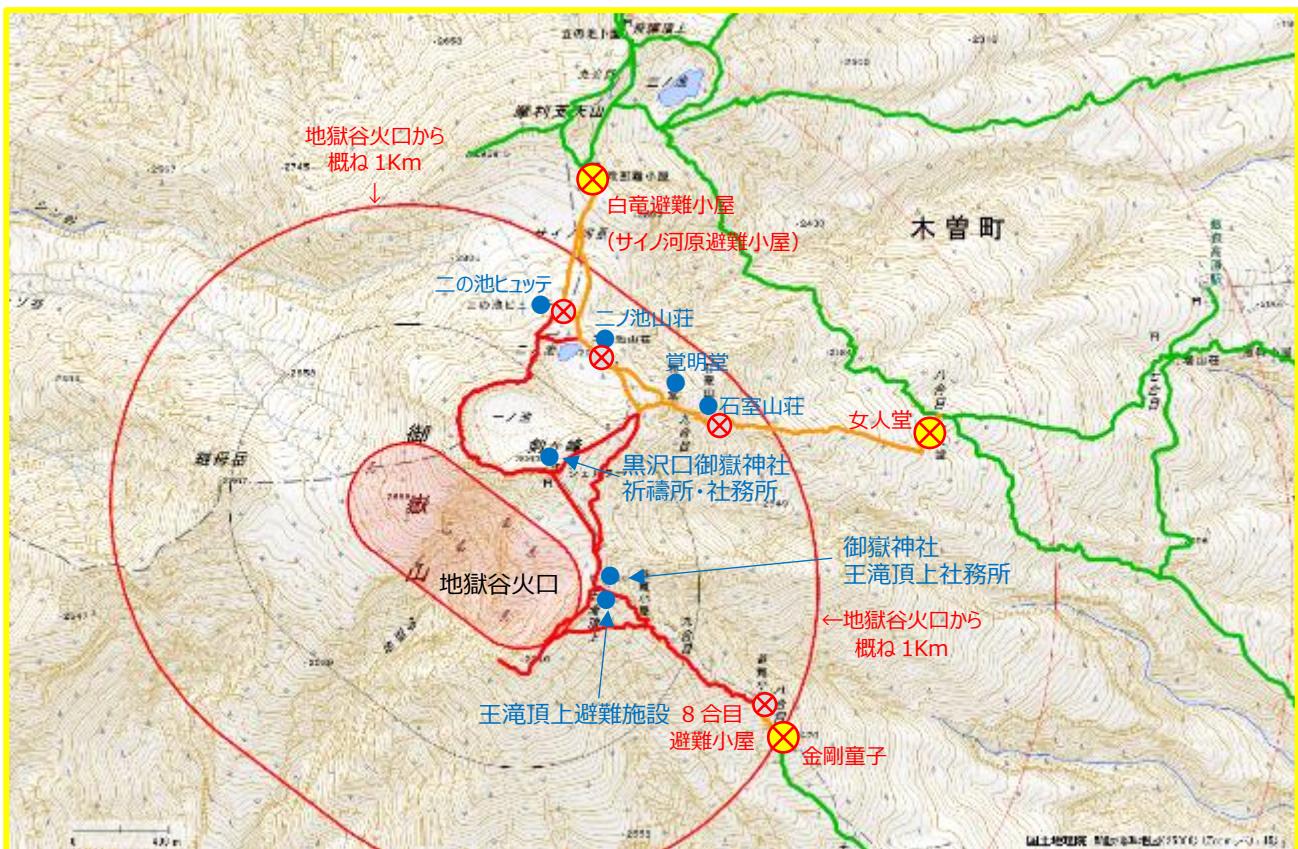
【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- 開田口登山道
規制箇所：登山道入口 <木曾町>
開田口登山道全区間通行禁止
- 小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所：飛驒頂上・三ノ池・四ノ池東側分岐点 <下呂市>
飛驒頂上及び三ノ池・四ノ池東側分岐点からサイノ河原・二ノ池・剣ヶ峰山頂方面及び開田口・黒沢口登山道方面通行禁止

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 2

<パターン 2-D> 警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね 1km



● 規制実施場所

■ 登山道（通行可）

● 閉鎖施設

—— 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道

☒ 火山活動等の状況により変更して規制を実施する場所

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所
- ・ 二ノ池山荘
- ・ 石室山荘
- ・ 覚明堂（休業中）
- ・ 二の池ヒュッテ

【登山道の閉鎖】 < > 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道

規制箇所：金剛童子 <王滝村>

金剛童子から王滝頂上方面通行禁止

規制箇所の設定方針 3 及び 5 項等により規制箇所を下記のとおり変更することがある。

規制箇所：8 合目避難小屋 <王滝村>

8 合目避難小屋から王滝頂上方面通行禁止

- ・ 黒沢口登山道

規制箇所：女人堂 <木曽町>

女人堂から剣ヶ峰山頂方面通行禁止

規制箇所の設定方針 3 及び 4 項等により規制箇所を変更することがある。

- ・ 開田口・小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道

規制箇所：白竜避難小屋（サイノ河原避難小屋） <木曽町>

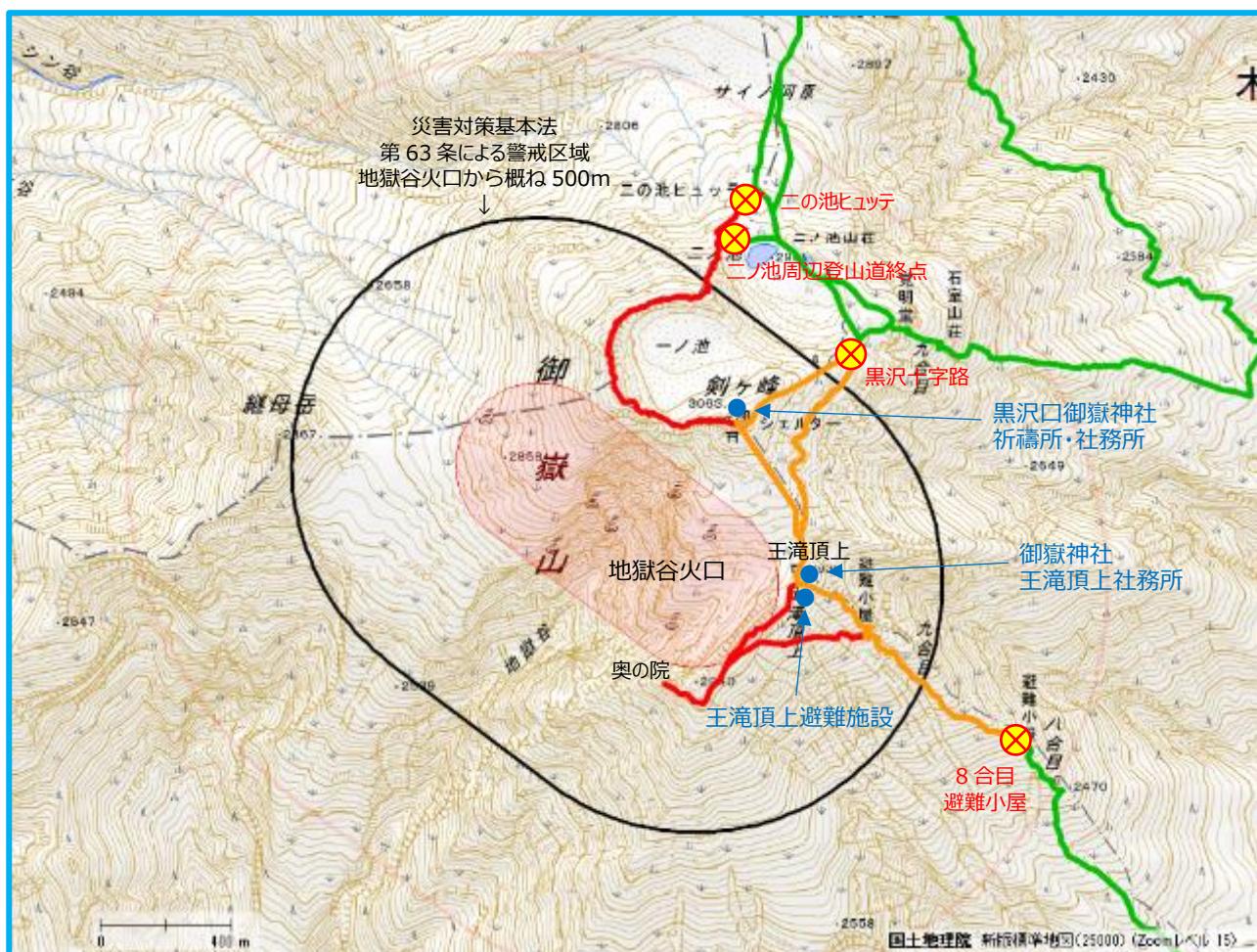
白竜避難小屋（サイノ河原避難小屋）から二ノ池・剣ヶ峰山頂方面通行禁止

規制箇所の設定方針 3 及び 4 項等により規制箇所を変更することがある。

○ケース① 剣ヶ峰南西斜面からの噴火の場合

噴火警戒レベル 1

<パターン 1-D> 火山活動は静穏な状態に戻る傾向にある状況



規制実施場所	登山道（通行禁止）	登山道（通行可）	閉鎖施設
—— 火山活動、安全対策の実施状況等により通行禁止を解除することがある登山道			

【施設の閉鎖】

- ・ 御嶽神社王滝頂上社務所
- ・ 王滝頂上避難施設
- ・ 黒沢口御嶽神社祈禱所及び社務所

【登山道の閉鎖】 <> 内は閉鎖実施機関

- ・ 王滝口登山道
規制箇所 : 8合目避難小屋 <王滝村>
8合目避難小屋から王滝頂上方面通行禁止
- ・ 黒沢口登山道
規制箇所 : 黒沢十字路 <木曽町>
黒沢十字路から剣ヶ峰山頂方面通行禁止
黒沢十字路から王滝頂上方面（二ノ池トラバース）通行禁止
- ・ 開田口・小坂口・日和田口・チャオ御岳口・胡桃島キャンプ場口登山道
規制箇所 : 二の池ヒュッテ <下呂市>
二の池ヒュッテから一ノ池・剣ヶ峰山頂方面通行禁止
- ・ 規制箇所 : 二ノ池周辺登山道終点 <木曽町>
二ノ池周辺登山道終点から岐阜県側方面通行禁止